

パートナーシップ・ファミリーシップ制度 愛知県内自治体間連携のお知らせ

春日井市では、全ての人の人権が尊重され、性自認・性的指向にかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を実施しています。この制度は、周囲の方の理解が得られないことによる悩みや生きづらさを少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。

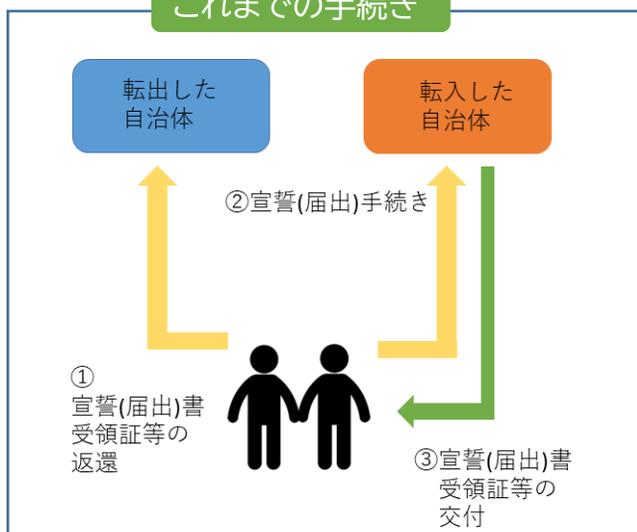
愛知県内で同様の制度を実施している自治体で連携を開始、転居時に必要となる手続きを簡略化しています。

※連携の運用開始日については自治体により異なります。詳細は裏面をご覧ください。

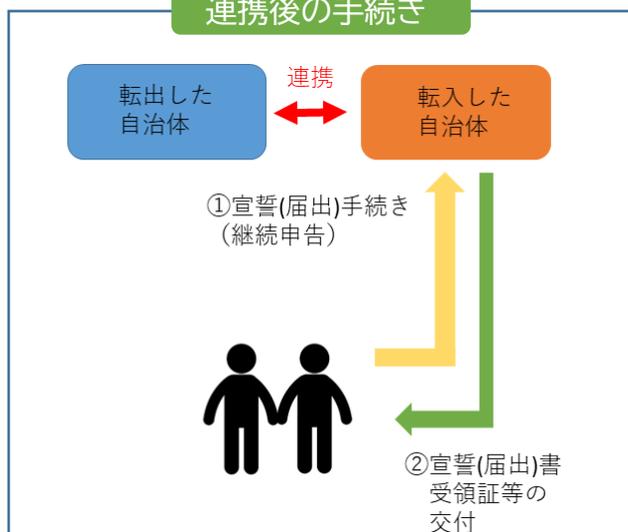
連携自治体

名古屋市 豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市
豊川市 豊田市 西尾市 蒲郡市 小牧市 新城市
東海市 大府市 知立市 日進市 田原市 長久手市
豊山町 幸田町

これまでの手続き



連携後の手続き



- ・簡素化される手続きについては自治体によって異なります。
- ・自治体間で宣誓(届出)の要件が異なる場合、継続の申告ができない場合がございます。
- ・手続きの詳細については、裏面に記載している自治体へお問い合わせください。

【お問合せ先】

自治体	制度名称	担当部署	電話番号
名古屋市	名古屋市ファミリーシップ制度(※1、※2、※3)	男女平等参画推進室	052-972-2234
豊橋市	豊橋市パートナーシップ制度(※3)	市民協働推進課	0532-51-2188
岡崎市	岡崎市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(※1、※2、※3)	多様性社会推進課	0564-23-6222
一宮市	一宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2)	政策課	0586-28-8952
半田市	半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2)	市民協働課	0569-84-0609
春日井市	春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1)	多様性社会推進課	0568-85-4401
豊川市	豊川市パートナーシップ宣誓制度(※3)	人権生活安全課	0533-89-2149
豊田市	豊田市ファミリーシップ宣言(※1)	とよた男女共同参画センター	0565-31-7780
西尾市	西尾市パートナーシップ宣誓制度	地域つながり課	0563-65-2178
蒲郡市	蒲郡市パートナーシップ宣誓制度(※2)	協働まちづくり課	0533-66-1179
小牧市	小牧市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1)	多世代交流プラザ	0568-71-9842
新城市	新城市パートナーシップ宣誓制度(※3)	市民自治推進課	0562-23-7697
東海市	東海市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2)	市民協働課	052-603-2211
大府市	大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2)	子ども未来課	0562-85-3320
知立市	知立市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(※1、※2、※3)	協働推進課	0566-95-0144
日進市	日進市パートナーシップ宣誓制度(※2、※3)	協働課共生共同係	0561-75-1682
田原市	田原市パートナーシップ制度	企画課	0531-23-3507
長久手市	長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2)	たつせがある課	0561-56-0602
豊山町	豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1)	企画課	0568-28-0913
幸田町	幸田町パートナーシップ宣誓制度	企画政策課	0564-62-1111

※1. パートナーお二人のほかに、希望すればお子さんの名前も記載することが可能な制度です

※2. 事実婚のお二人も利用可能な制度です

※3. お二人のうちどちらかお一人が当該自治体にお住まいならば利用可能な制度です
自治体間で宣誓(届出)の要件が異なる場合、継続の申告ができない場合がございます

春日井市への手続きについては、春日井市ホームページをご確認ください。



春日井市市民生活部多様性社会推進課

電話:0568-85-4401 FAX:0568-85-7890 Eメール:tayosei@city.kasugai.lg.jp